

静岡県道路技術審議会

1 設置経緯

平成 23 年の地域主権一括法の成立により、各種法律が改正され、これまで国が定めていた設置・管理の各種基準を、各地方公共団体が条例に定めることとなった。道路に関する法律も改正され、道路構造等の各種基準をより適切により柔軟に決めていくことが可能となった。

この機会を受けて、静岡県ではこれまでの行政だけでの運用や知見だけでなく、様々な有識者等の知見を踏まえていくため、「静岡県道路技術審議会」を全国に先駆けて設置した。

2 道路技術審議会の概要

(1) 根拠法令

- ・ 静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等^(*)を定める条例
(平成 24 年静岡県条例第 26 号) 第 6・7 条
- ・ 静岡県道路技術審議会規則 (平成 24 年静岡県規則第 31 号)

(*) : 県道の構造の技術的基準等 (条例より抜粋)

県道の構造の技術的基準、県道に設ける道路標識の寸法、県道である自動車専用道路を道路等と交差させようとする場合で立体交差とすることを要しない場合及び移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準

(2) 審議会の権限 (条例第 7 条)

- ア 知事の諮問に応じ、県道の構造の技術的基準等について調査審議する。
- イ 県道の構造の技術的基準等及びこれに関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる。

(3) 組織構成

- ・ 委員数 19 人 (定数 20 人以内) (うち女性 8 人)
- ・ 任期 2 年

(4) 委員構成

条例及び規則に基づき、5 分野 (学識経験のある者、市町の長、県議会議員、関係行政機関の職員及び知事が必要と認める者) から構成 (別添)。

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例及び関連する規則の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」のいわゆる「第1次一括法」が平成23年5月2日に、また同8月30日には「第2次一括法」が公布された。この第1次一括法及び第2次一括法の施行に伴い、道路法等が改正され、地方公共団体は、改正法施行までに、これまで国が定めていた道路の構造の技術的基準等の各種基準を、各地方公共団体の条例に定めることとなった。

これを受けて、静岡県は「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例」とこれに関連する規則を平成24年3月に定めた。平成24年4月1日から施行する。

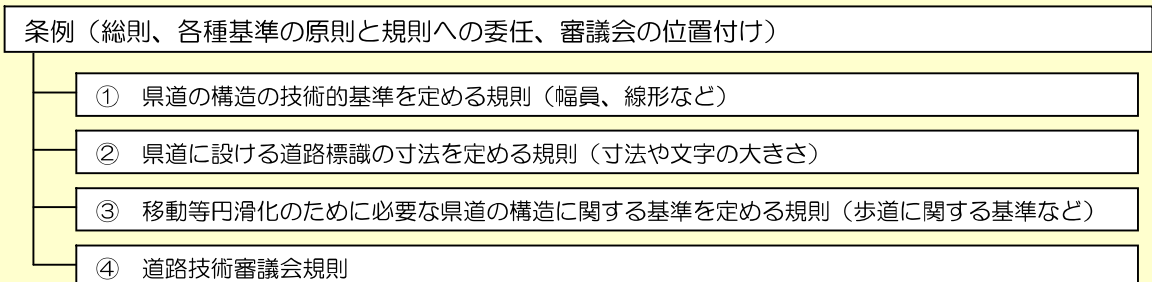
1 条例に規定する内容

- (1) 県道の構造の技術的基準
- (2) 県道に設ける道路標識の寸法
- (3) 自動車専用道路と道路等との交差の方式で、立体交差とすることを要しない場合
- (4) 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準
- (5) 道路技術審議会の設置

※ (1),(2),(4)は国で定める基準を参酌した上で県の独自基準を検討、(5)は県の独自規定

2 条例と規則の構成（施行日はともに平成24年4月1日）

条例には原則的な事項を記載し、基準の詳細内容は（上記(3)を除き）規則で定める。



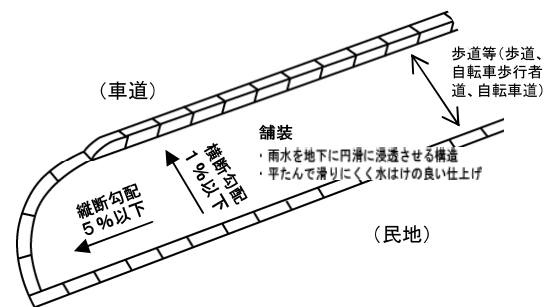
○ 県の独自基準

【県道の構造の技術的基準】

（第22条、第25条、第26条関係）

- ・高齢者、障害者など道路利用者の円滑な移動を確保するため、道路移動等円滑化基準※における考え方を適用し、歩道等の縦断勾配、舗装、横断勾配の基準を定める。

（ただし、地形の状況等の特別な理由によりやむを得ない場合を除く。）

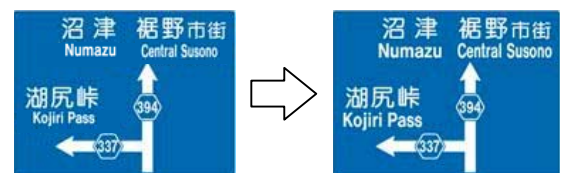


【県道に設ける道路標識の寸法】

（第3条別表関係）

- ・道路利用者の国際化に対応し、道路標識の視認性及び判読性を向上させるため、道路標識の文字（ローマ字）の大きさを文字（漢字、かな）の大きさの65%の値へ拡大する。

※ 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準



○ 道路技術審議会の設置

規定する技術的基準について調査審議するとともに、技術基準及びこれに関し必要と認める事項について、知事に意見を述べるができる機関として「静岡県道路技術審議会」を条例に規定する。

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年3月23日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第26号

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項、第45条第3項及び第48条の3並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、県が管理する県道（以下「県道」という。）の構造の技術的基準等を定めるものとする。

(県道の構造の技術的基準)

第2条 法第30条第3項に規定する県道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について規則で定める。この場合において、当該基準は、法第29条に規定する道路の構造の原則に従わなければならない。

- (1) 幅員
- (2) 線形
- (3) 視距
- (4) 勾配
- (5) 路面
- (6) 排水施設
- (7) 交差又は接続
- (8) 待避所
- (9) 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設
- (10) 前各号に掲げるもののほか、県道の構造について必要な事項

(県道に設ける道路標識の寸法)

第3条 法第45条第3項に規定する県道に設ける道路標識のうち、内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、規則で定める。この場合において、当該寸法は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るものとしなければならない。

(立体交差とすることを要しない場合)

第4条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第35条第1号及び第3号に掲げるものとする。

(移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準)

第5条 高齢者移動等円滑化法第10条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障害者等の道路の移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。

(静岡県道路技術審議会の設置)

第6条 県に、静岡県道路技術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会の権限)

第7条 審議会は、知事の諮問に応じて、県道の構造の技術的基準、県道に設ける道路標識の寸法、県道である自動車専用道路を道路等と交差させようとする場合で立体交差とすることを要しない場合及び移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準（以下これらを「県道の構造の技術的基準等」という。）について調査審議する。

- 2 審議会は、県道の構造の技術的基準等及びこれに関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

静岡県道路技術審議会規則をここに公布する。

平成24年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第31号

静岡県道路技術審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年静岡県条例第26号）第6条第4項の規定に基づき、静岡県道路技術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市町の長
- (3) 県議会議員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、会議の日の3日前までに、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を委員に通知しなければならない。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、交通基盤部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。